

制限に働くことが可能ですが、過労死を制限するため、労使協定を結ぶべきです。しかし、日本は労働時間に関するILOの規則を一つも批准しておらず、週四十時間以上を超過するなど、対策を強化しています。

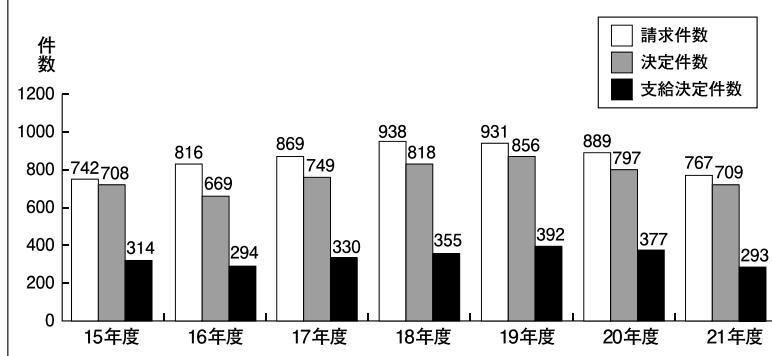


図1 脳・心臓疾患に係る労災請求・決定件数の推移

(厚生労働省「過重労働による健康障害防止対策」2010年
http://www.mhlw.go.jp/stf/new-infos/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/101004-8.pdfより引用)

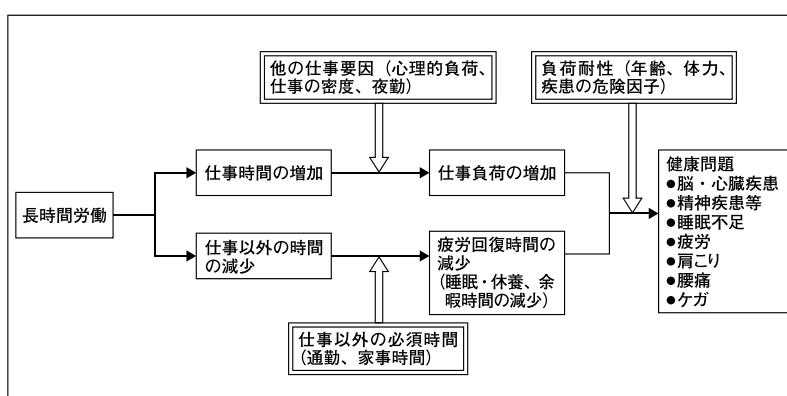


図2 長時間労働の健康影響メカニズム

(労働安全衛生総合研究所「長時間労働と健康問題」2008年より引用
http://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2008/06/pdf/039-048.pdf)

過重労働はヒューマンエラーの原因

自覚的疲労感や心身不調は労働時間と比例して増加し、時間外労働が日に三時間以上になると、不調者の割合は二倍以上になります(図4)。五時間以上の残業者で不調が減るのは、長時間残業できる者は健

康者が多いという「健康労働者効果」と考えられます。

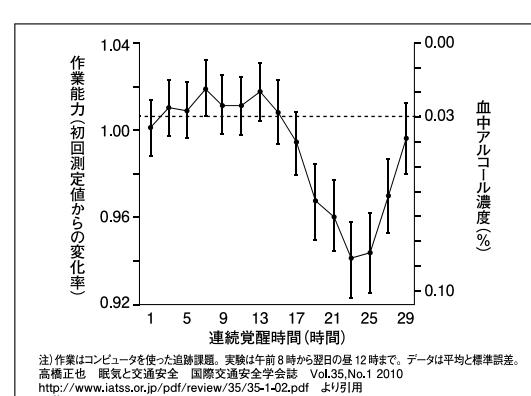


図5 作業能力に及ぼす連続覚醒時間とアルコール濃度の対比

(日本看護協会「看護職の夜勤・交替制勤務に関するガイドライン」
http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/shuroanzen/archive/pdf/kangokanri-2.pdf)

過重労働は「過労死」だけでなく、幅広い疾患や事故の原因です。日本看護協会が二〇一二年十月に「夜勤・交替制勤務ガイドライン」を作成して夜勤改善に動き出しましたが、医師版「夜勤過重労働ガイドライン」の作成を期待します。

第26回

過重労働・深夜勤務と健康障害



合わせて月三百三十時間以上)の青年や、月百二十時間以上残業していて結核を発症した若い女性もいました。法的規制がないため、正規労働者では残業が当たり前、非正規雇用では固定給が安いため、長時間労働を容認する文化があります。図1は、これらは氷山の一角です。

過重労働・夜勤が健康を害するメカニズム(図2)

時間外労働が長くなると、一部は深夜労働(午後十時から午前五時)になり、睡眠不足につながります。また、深夜勤務や交代勤務をしている労働者ほど時間外労働が多い実態(東京自治労連健康調査2012)もあります。長時間労働の健康影響は過労に睡眠不足や夜勤による生体リズム障害が加わって起ります。その機序は、三つに分類できます。

一、睡眠が短縮するため、疲労回復、細胞修復、免疫・内分泌・神経伝達物質の产生などに問題が生じる。

二、交感神経の緊張やストレス状態が強く、長引くため、動脈硬化やストレス疾患などに問題が生じる。

三、メラトニンが抑制され、乳がんや前立腺がんが増える(国際がん研究機関分類2Aで、前回取り上げたジクロロメタンより発がん性が明確)

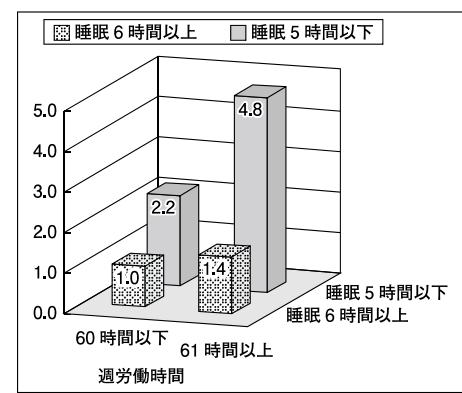
(日本看護協会「夜勤・交代制勤務の三つのリスク」http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/shuroanzen/jikan/02_02.htmlを参考にした)

時間外労働用六十時間超、睡眠時間五時間以下は危険(図3)

日本人による調査によれば、所定時間を含み一日十一時間以上(内山ら1992、Sokelima and Kagamimori 1998)、週六十一時間以上(Liuら2002)の長時間労働で脳・心臓疾患が増えるとされ、時間外労働が月六十~八十時間を超えると明らかに危険と考えられています。

また、睡眠時間も重要で、同じ長時間労働でも休日勤務が主体で睡眠時間が確保されている労働者に比べ、深夜勤務が含まれ睡眠時間が短い労働者がより危険です。

労働時間/勤務日の睡眠時間の組み合わせと急性心筋梗塞のリスク



し、酒気帯び運転(血中アルコール濃度○〇%以上で、免許停止・三十万円以下の罰金)に相当するエラー(間違い)、事故を引き起こす危険な労働であることを、労使だけでなく、消費者や利用者(交通機関の乗客や医療機関の患者など)も認識し、急いで労働時間を法的に制限すべきです。

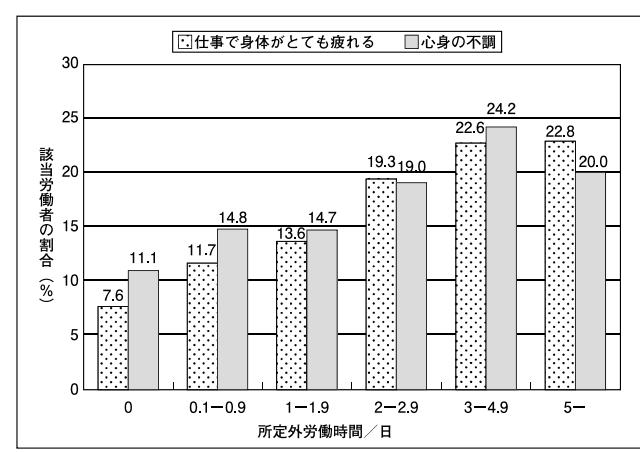


図4 時間外労働と自覚的疲労感、心身の不調の割合(引用は図2と同じ)